

令和7年度

わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金事業募集

この補助金は、大阪狭山市内で新しく市民活動の立ち上げを行う団体に対し、支援を行う制度です。支援補助金内容を活用しやすく「リニューアル」を行い、令和4年9月1日にスタートしたものであります。従来、毎年4月に申請を行う機会しかありませんでしたが、年間通じて、随時受付を行うことができる制度となりました。

新しく団体の立ち上げを考えておられる方は、是非、ご活用してください。

市民活動団体立ち上げ補助対象経費にかかる90%（限度額5万円）補助します！

団体立ち上げを応援します！
～大阪狭山市市民活動支援センター～



【概要】

市民公益活動団体の立ち上げ支援	
対象	継続的な市民公益活動を目的とした、団体の立ち上げをめざすもの
補助率	補助対象経費の90%
補助上限額	5万円
補助回数	1回限り (市民公益活動促進補助金制度へのステップアップもサポートします!)
募集受付期間	令和7年4月1日(火)～随時受付

※必ず大阪狭山市市民活動支援センター窓口へ提出してください。

(郵送・Eメール・FAXでの提出不可)

目 次

1. 制度の目的	1
2. 補助対象となる団体の要件	1
3. 補助対象となる事業（分野）	1～2
4. 補助対象となる経費・対象とならない経費	2～3
5. 応募の手続き	3
6. 申請に向けての支援	3
7. 審査・選考方法	3～4
8. 補助金の交付決定	4
9. 情報の公開	4
10. 補助金交付団体へのサポート	4
11. 応募に関する留意事項	5
12. 概算払い	5
13. 実績報告書の提出と補助金の交付	5
14. 市民公益活動団体立ち上げ支援のスケジュール	6
15. 市民公益活動団体立ち上げに関する Q&A	6～7
16. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱	8
17. 会員名簿	9
18. 会則・規約例	10
19. 申請記入例	11
20. 申請様式集（第1号様式～第8号様式）	12

1. わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金とは（目的）

この補助金は、市民の方々がボランティア活動などの公益的な活動を実施するために、自発的に市民公益活動（注）団体を設立して活動を開始するために必要とする経費を支援するためのものです。

資金を補助することで、市民活動の活性化を図り、豊かで活力ある地域社会の実現に貢献することを目的とします。

（注）「市民公益活動」とは、市民による自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献的な活動のことをいいます。福祉、社会教育、まちづくり、観光、農業振興、文化芸術やスポーツ、環境保全、防災、地域安全、人権擁護、国際協力、男女共同参画、子どもの健全育成など、その活動は様々ですが、「みんなのため」の活動であることが前提となります。

2. 補助の対象となる団体の要件は！

- ・ 構成員3人以上であること。
- ・ 事務所を市内に有し、今後も継続的な市民公益活動を行い、又は今後行う予定であること。
- ・ 継続的な市民公益活動を目指し、新しく団体立ち上げを行う団体であること。
- ・ 登録団体「しみんのちから」に掲載できること。（別途「登録団体要領」の条件を満たすこと。）
- ・ 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体であること。
- ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体でないこと。

3. 補助の対象となる事業

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの間に行われる事業で1団体につき1事業を申請することができます。また、次の条件をすべて満たすものが対象となります。

- （1）活動内容が、特定非営利活動促進法別表に掲げる活動に係る分野のものであること。
（下記の表のとおり）
- （2）大阪狭山市内で実施され、暮らしの豊かさや地域社会の課題解決につながる公益性がある事業を実施することを目的に、団体として立ち上げに向けた活動として行う事業であること。
- （3）将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること。

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④観光の振興を図る活動 ⑤農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動 ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑦環境の保全を図る活動 ⑧災害救援活動 ⑨地域安全活動 ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑪国際協力の活動 ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	⑬子どもの健全育成を図る活動 ⑭情報化社会の発展を図る活動 ⑮科学技術の振興を図る活動 ⑯経済活動の活性化を図る活動 ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑱消費者の保護を図る活動 ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助を行う活動 ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
--	---

4. 補助の対象となる経費・対象とならない経費

◆補助の対象となる経費は、以下の通りです。

項目	対象となる経費
報償費	講師、専門家等への謝礼など。ただし、補助金を充当できる上限は1回あたり1人または1団体につき2万円以内とします。 アルバイト賃金は3,000円以内（団体構成員は対象外）とします。
旅費	交通費、通行料等
需用費	消耗品費 文具、雑品、図書等
	印刷製本費 チラシ・ポスター等の製本、写真現像代等
役務費	通信費、郵便料、保険、クリーニング等
使用料及び賃借料	会場・設備使用料、物品レンタル料、車両借上料等
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 申請事業に必要不可欠な備品に限る。 購入価額が1万円を超え、長期的に使用する備品で、補助対象事業に不可欠とされるもの。（上限2万円） ※備品とは、繰り返し使用でき、活動実施に必要不可欠と認められるもの（什器、電子機器など）で、耐用年数1年以上、1品1万円以上を指します。（団体構成員、個人の所有物にならないもの）
負担金（研修参加費）	事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費。 （会食に係る経費は除く）
その他の経費	その他、事業の特性から市民活動支援センター長が認める経費。 （事前に相談）

◆補助の対象とならない経費は以下の通りです。

①食糧費（茶菓子代、弁当代、団体構成員の飲食代など）

★食育等を目的とした公益的な催しで、参加者に提供される食材などは算入できます。

②記念品や参加賞、参加者に無償で配布するもの。

③領収書がない経費。

④事業と関係のない経費。

⑤補助金手続きに関する書類提出にかかる費用など。

5. 応募の手続き

◆提出書類

①「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書」（様式第1号）

②団体構成員名簿（様式は任意）

③規約又は会則（様式は任意）

提出方法
注意

必ず大阪狭山市市民活動支援センター窓口に出してください。

※郵送・Eメール・FAXでの提出はできません。

※提出書類の①②は当市民活動支援センターWebサイトからダウンロード
できます。

③については、会則・規約（例）をご参照の上、作成ください。

◆応募・問い合わせ先

大阪狭山市市民活動支援センター（市役所南館 2F）

（TEL）072-366-4664

6. 申請に向けての支援

1) 申請に関する相談

事業の内容や事業計画書の書き方などのご相談は、随時受付しています。

まずは、お電話ください。

受付先：大阪狭山市市民活動支援センター

7. 審査・選考方法

提出された申請書類により、審査基準に基づき、「わくわく市民公益活動団体スタートアップ
支援補助金審査会」にて審査を行います。審査は、審査基準（注）の項目ごとに採点され、補助金
の交付団体の選考を行います。（必要に応じてヒアリングを実施します）

(注) <審査基準>

項目	内容	配点(点)
①公益性 (社会貢献性)	事業は、申請団体の会員を対象とした親睦的なものではなく、広く一般市民を対象とし、誰でも参加できる、市民に共感が得られる内容となっているか	10
②発展性	団体や事業内容そのものが継続・発展する可能性が高いか	5
③計画性	事業計画は実現可能であり、実施に向けてのスケジュール、方法、体制及び予算が妥当なものか	5
合計		20

8. 補助金の交付決定

審査会にて選考した結果を踏まえて、補助金の交付を決定します。

なお、審査の結果については、採否に関わらず全ての申請者へ通知します。

★毎月末に申請受付を締め、翌月の月上旬に審査の上、決定次第通知します。

9. 情報の公開

広く市民の方へ「わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金事業」や「市民公益活動団体」を知っていただくため、補助金交付団体に関する情報や補助事業の概要、補助金額等について、当市民活動支援センターのホームページ等で公開します。

10. 補助金交付団体へのサポート

当市民活動支援センターでは、補助金交付団体へ事業実施中に下記内容のほか、適時必要なサポートをしますのでお気軽にご相談ください。

○補助事業の広報掲載や関係団体への広報配信等

○公共施設等にチラシの掲示・配架等

○市民公益活動に役立つ情報・講座・交流会等の案内等

11. 応募に関する留意事項

- 補助事業の不履行、虚偽の申請があった場合は補助金を返還していただきます。
- 補助事業の内容が変更になる場合は「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金中止・変更承認申請書」（様式第6号）の提出が必要となりますので、事前に当市民活動支援センターまでご相談ください。
- 補助事業完了後は速やかに、「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金実績報告書」（様式第3号）を提出してください。補助事業にかかった経費が確認できるもの（領収書等）が必要となりますので、大切に保管をお願いします。
 - ★設立後の経費は補助対象となりません。

12. 概算払い

補助金の支払いは、補助事業終了後になりますが、補助事業実施前の支払いを希望される場合は、交付決定後、「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金概算払い交付請求書」（様式第8号）を提出することにより、補助金交付決定額の80%以内の金額まで受け取ることができます。

13. 実績報告書の提出と補助金の交付

補助事業が完了した時は、完了日から起算して1か月以内に次の書類を提出してください。提出書類は下記のとおりです。

<提出書類>

- ①「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金実績報告書」（様式第3号）

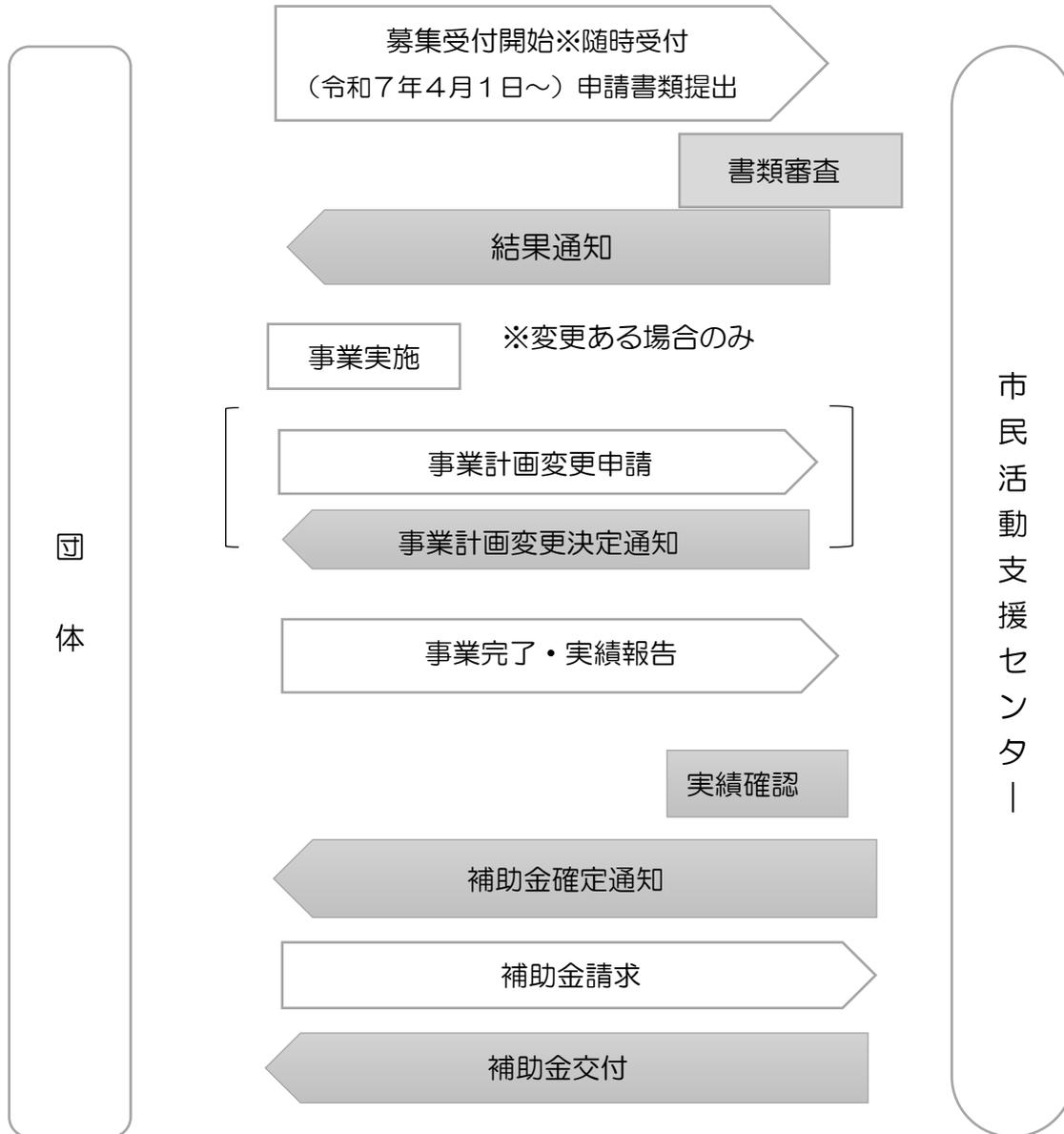
- ★実績報告書に係る収支決算書を添付

- ②領収書等の写し

- ③「市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付請求書」（様式第5号）

- （補助金の支払いは補助金支出の審査を受けた後になります）

14. 市民公益活動団体立ち上げ支援のスケジュール



15. 市民公益活動団体立ち上げに関するQ & A

Q1. 市民公益活動団体の立ち上げを考えていますが、どのように進めればいいですか。

事前に当支援センターにご連絡ください。相談日を設定し、詳しく説明します。
お気軽にお越しください。

Q2. 団体立ち上げに関するどのような費用が対象になりますか。

立ち上げにかかる事務的な経費及び立ち上げ活動を軌道に乗せるまでの会議や研修費等に要する経費が対象となります。判断が難しい場合は、市民活動支援センターにご相談ください。

Q3. 補助金はいつ受け取れますか。

補助金交付決定通知後であればいつでも受け取れます。原則として、補助事業が完了し実績報告書を提出した後に補助金を交付しますが、「概算払い」によって事前に補助金交付決定額の80%を上限に交付することも可能です。その場合は、実績報告書提出後に清算することになります。

Q4. 団体の立ち上げに際し「営利を目的としない」とありますが、利益が出る事業はできないのですか。

「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益が上がっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」をいいます。

このため、社会的利益（公益）を実現するために、その資金づくりの一環として有償の事業を行うことは問題ありません。

Q5. 構成員は市内在住ですが、事業は市外で行う場合は申請できますか。

事業の効果・利益が大阪狭山市民に還元されるものでなければ、採択されない可能性があります。大阪狭山市民が全く関わらないような事業は対象外です。

Q6. 実績報告書作成時（精算時）にすべての領収書が必要ですか。レシートでの代用はできますか。

対象経費については、基本的に領収書が必要です。領収書に宛名と但し書きが記入されていることを確認してください。正しい領収書がないものについては、経費として計上できません。

また、レシートであっても、内容が確認できるものであれば、代用として認めます。

16. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 市民が行う自発的で自立的な市民公益活動を推進するため、経費の一部を補助することにより、大阪狭山市にまちづくりの担い手を多数創出して、協働により住みよいまちづくりに活用されることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「市民公益活動」とは、市民が自発的に参加して自立的に行う営利を目的としない活動であって社会貢献性を持つ別表Ⅰに掲げる分野の活動いう。

(名称)

第3条 この補助金の名称を「わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金」と称する。

(補助金対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる団体（予定含む）は、次の各号に該当する市民公益活動団体（予定含む）であること。

- (1) 構成員が3人以上であること。
- (2) 事務所を市内に有し、今後も継続的な市民公益活動を行い、又は今後行う予定であること。
- (3) 継続的な市民公益活動を目指し、新しく団体立ち上げを行う団体であること。
- (4) 登録団体「しみのちから」に掲載できること。（別途「登録団体要領」の条件を満たすこと。）
- (5) 宗教的活動又は政治的活動をしていない団体であること。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にある団体でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、市民公益活動団体の立ち上げを目的として、次の各号に掲げる内容を満たすものとする。

- (1) 活動内容が、別表Ⅰに掲げる活動に係る分野のものであること。
- (2) 大阪狭山市内で実施され、暮らしの豊かさや地域社会の課題解決につながる公益性がある事業を実施することを目的に、団体として立ち上げに向けた活動として行う事業であること。
- (3) 将来に向けて具体的な目的や目標があり、効果や成果が期待できること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象事業に要する経費のうち、本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表Ⅱのとおりとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、事業に要する経費から当該事業に係る収入額を控除した額と補助対象経費に10分の9を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額とする。

- 2 補助金額は、5万円を限度とする。ただし、備品の購入限度は2万円以内とする。
- 3 補助金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(補助対象事業の募集)

第8条 市民活動支援センター長（以下「センター長」という。）は、期間を定めて補助対象事業の募集を行うものとする。

- 2 前項の募集は年度を通じて市の広報誌及び市民活動支援センターのホームページ等への掲載その他適当と認める方法により市民に呼びかけを行うものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（予定者含む）は、センター長が別に定める期間内に次に掲げる書類を添えてセンター長に提出しなければならない。

- (1) 市民公益活動団体立ち上げ支援補助金申請書（様式第1号）
- (2) 構成員名簿（様式任意）
- (3) 規約又は会則（様式任意）

(審査・選考)

第10条 センター長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、補助金の交付の適否及び補助金の額について、わくわく市民公益活動団体スタートアップ支援補助金審査会（以下「審査会」という。）で審査・選考するものとする。

- 2 補助金申請団体は、審査会が必要と認めた場合には、審査会に出席して申請内容の説明を行わなければならない。

(補助金額の交付決定)

第11条 センター長は、審査会の協議を経て、補助金の交付を受ける事業（以下「補助事業」という）を採択した場合、その結果を補助金申請団体に市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(事業の中止又は変更)

第12条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、当該補助事業を中止し、又は変更しようとするときは、団体立ち上げ支援補助金事業中止・変更承認申請書（様式第6号）をもって、センター長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、このかぎりでない。

- 2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、補助目的の達成に支障をきたすことのない事業計

画の一部の変更又は補助事業に要する経費の総額10%以内の減額をいう。

3 前項に規定する申請を承認した時は、市民公益活動団体立ち上げ支援補助金事業中止・変更決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助金交付団体は、補助事業が完了した時は、完了後1か月以内に次の各号に掲げる書類をセンター長に提出しなければならない。

- (1) 市民公益活動団体立ち上げ支援補助金実績報告書（様式第3号）
- (2) 領収書等の写し
- (3) その他必要とするもの

（補助金の額の確定）

第14条 センター長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付額確定通知書（様式第4号）により補助金交付団体に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第15条 補助金の支払いは、前条の規定による補助金の額を確定した後に行うものとする。

2 補助金交付団体は、補助金を受けようとするときは、市民公益活動団体立ち上げ支援補助金支払請求書（様式第5号）をセンター長に提出しなければならない。

（概算払い）

第16条 センター長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定に関わらず、第11条の規定により交付決定した額の範囲内で概算払いにより補助金を交付することができる。

2 補助金交付団体は、前項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、市民公益活動団体立ち上げ支援補助金概算払い交付請求書（様式第8号）をセンター長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し及び返還）

第17条 センター長は、補助金交付団体が、次の各号のいずれかに該当する時は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) その他センター長が補助金の交付が適当でないとき。

2 センター長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている時は、補助金交付団体に対し、期限を定めてその返還を求めることとする。

(情報の公開)

第18条 センター長は、補助金の交付に係る応募、審査・選考結果、事業実施の結果を市民活動支援センターのホームページにおいて公開するものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする又は受けた団体は第9条の書類を提出したときに、前項の公開を承諾したものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

別表 I

特定非営利活動促進法第2条関係別表より抜粋	
①保険、医療又は福祉の増進を図る活動	⑬子どもの健全育成を図る活動
②社会教育の推進を図る活動	⑭情報化社会の発展を図る活動
③まちづくりの推進を図る活動	⑮科学技術の振興を図る活動
④観光の振興を図る活動	⑯経済活動の活性化を図る活動
⑤農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動	⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	⑱消費者の保護を図る活動
⑦環境の保全を図る活動	⑲①～⑱の事業を行う団体の運営又は活動に対する連絡、助言又は援助を行う活動
⑧災害救援活動	⑳上記①～⑱に掲げる事業に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
⑨地域安全活動	※大阪府条例で定めている活動はありません。
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
⑪国際協力の活動	
⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	

別表Ⅱ

区分		対象となる経費
報償費		講師、専門家等への謝礼など。ただし、補助金を充当できる上限は1回あたり1人または1団体につき2万円以内とします。 アルバイト賃金は3,000円以内とします。（団体構成員は対象外）
旅費		交通費、通行料等
需用費	消耗品費	文具、雑品、図書等
	印刷製本費	チラシ・ポスター等の製本、写真現像代等
役務費		通信費、郵便料、保険、クリーニング代等
委託料		警備費、会場設営費等
使用料及び賃借料		会場・設備使用料、物品レンタル料、車両借上料等
備品購入費		<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業に必要不可欠な備品に限る。 ・購入価額が1万円を超え、長期的に使用する備品で、補助事業に不可欠とされるもの（上限2万円） ※備品とは、繰り返し使用でき、活動実施に必要不可欠と認められるもの（什器、電子機器など）で、耐用年数1年以上、1品1万円以上を指します。 （団体構成品個人の所有物にならないもの）
負担金（研修参加費）		事業の実施に直接必要となる負担金及び研修参加費（会食に係る経費は除く）
その他の経費		その他事業の特性からセンター長が認める経費（事前に相談）

18. 市民公益活動団体（任意団体）会則・規約例

市民公益活動団体（任意団体）の会則について（例）

任意団体の会則や規約は、特にこれという形式はありません。法人の場合は「定款」として法律上記載しなければならない内容が規定されていますが、任意団体の場合は、その団体の活動内容に合わせて自由につくればよいでしょう。

ただし、一般的に会則や規約はみなさんの団体がどんな団体であるかを公に示すものでもあります。そのため最低限記載しておくべき内容がいくつかあります。

会則は何もない状態から作ろうとすると大変な作業ですが、下例を参考にして、団体の特徴を活かした個性的な会則を作ってみてください。

〇〇〇〇〇会 会則

（名称）←**必須条件！**

第1条 本会は、〇〇〇〇〇会と称する。

（事務所）←**必須条件！（会長宅とする）等でもかまいません。**

第2条 本会の事務所は大阪狭山市〇〇〇とする。

（目的）←**必須条件！**

第3条 本会は、〇〇〇〇〇することを目的とし、令和〇〇年〇月〇〇日設立する。

（活動・事業の種類）←**必須条件！**

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（1）〇〇〇〇〇

（2）〇〇〇〇〇

（3）〇〇〇〇〇

（会員）

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

（1）正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（2）賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（3）その他、会長が認めた者

(入会) ←必須条件!

第6条 入会希望者は、入会申込書を〇〇に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員ごとに年額〇〇〇〇円とし、〇月〇日までに納入するものとする。

(退会) ←必須条件! 「任意」に退会できることが必要です。

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出することにより任意に退会することができる。

(役員) ←必須条件! 役員名称はこの例に限りません。

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 〇名

(3) 会計 〇名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 会計は、会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 本人の申し出があったとき。

(3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(資産) ←必須条件!

第12条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(総会) ←必須条件！総会で議決すべき規定も定めておくといよいでしょう。

第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する

(役員会)

第15条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する

(事業報告書及び決算)

第16条 会長は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度) ←必須条件！

第17条 本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

(事務局)

第 18 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(解散) ←**必須条件!**

第 19 条 この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第 20 条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更) ←**必須条件!**

第 21 条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

19. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書記載例

(様式1号記載例)

（あて先）

大阪狭山市市民活動支援センター長

（申請者）

所在地 〒589-0005 大阪狭山市狭山 1-862-5

団体名 大阪狭山こどもボランティアの会

（仮称含む）

代表者名 狭山 一郎

記載例

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金の交付を受けたいので、大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

団体名（仮称含む）		大阪狭山こどもボランティアの会			
団体の概 容	連絡先	〒589-0005 大阪狭山市狭山 1-862-5			
		電 話	072-366-4664	F A X	072-366-4664
		E-mail	simin025@yacht.ocn.ne.jp		
	代表者名	狭山 一郎			
	団体設立日(予定日)	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	活動地域	大阪狭山全域	
	事業開始日(予定日)	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	構成員数	〇名	
	規約・会則	<input type="checkbox"/> あり ・ なし			
役員及び会員名簿	<input type="checkbox"/> あり ・ なし				
申 請 内 容	補助対象事業の名称	(例：地域の居場所づくり、子育て支援、高齢者支援等) 子育てをしやすい環境づくり推進事業			
	事業の内容	団体の立ち上げ目的及び活動するうえでの期待と、活動による効果について簡潔に記載してください。(協力団体があれば記載ください) ・子育てに関する不安の解消や子育て世代同士の交流を図り、子育てのしやすい環境を作ることを目的とする。 ・乳幼児の子育てをしている方を対象に楽しんで育児できるサポートする。 ・子育て教室を年6回開催、子育ての悩み、参加者同士で共有する交流会を年4回開催する。			
	主な対象者 (○で囲む)	・ <input type="checkbox"/> 高齢者 ・ <input type="checkbox"/> こども青少年 ・ 障がい児(者) ・ <input type="checkbox"/> 地域住民全般			

		・その他（ ）
	補助金交付申請額 (千円未満切り捨て)	50千円(上限5万円)

活動 内容	団体立ち上げ準備 過程を中心に要点を 記載ください。	〇〇年〇月	立ち上げを呼びかける。チラシづくり、広報活動を行う。
		〇〇年〇月	会の活動内容をわかりやすくリーフレットをつくり、配布
		〇〇月〇月	メンバー会議を開催。運営のルールづくり、予算づくり
		〇〇月〇月	他の団体との意見交換会、市場調査を行う。

【補助金申請に係る収支予算書】

収入の部		(単位:円)	
科 目	予算額	内容説明	
支援補助金	50,000		
自主財源 (会費、寄付等)	8,000	会費 月 円	寄付金 8,000円
計	58,000		

支出の部				
科 目	予算額	うち補助対象額	内容説明	
報償費	20,000	20,000	講師謝礼(専門家に依頼)勉強会開催 メンバー外にも参加を呼びかける	
需用費	消耗品費	12,000	12,000	手指消毒液、印刷紙、コピー、図書購入
	印刷製本費	10,000	10,000	チラシ、リーフレット、写真作成
役務費	2,000	2,000	保険(子育て教室、交流会開催時)郵便料	
旅費	2,000	2,000	他の団体との交流での交通費	
使用料・賃借料	12,000	12,000	教室、会議、交流会開催	
備品購入費				
その他経費				
計	58,000	58,000		

※備品費を計上する場合は、内容説明欄に購入理由を記載ください。

○連絡責任者(代表者と異なる場合はご記入下さい)

氏 名	狭山 次郎		
住 所	〒589-0005 大阪狭山市狭山1-862-5		
連 絡 先	電話:〇〇〇	FAX:〇〇〇	
	E-mail:〇〇〇		

20.市民公益活動団体立ち上げ補助金申請に伴う様式集（第1号～第8号）

1. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第1号）
2. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第2号）
3. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第3号）
4. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第4号）
5. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第5号）
6. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第6号）
7. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第7号）
8. 大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付申請書（様式第8号）

活動内容	団体立ち上げ準備過程を中心に要点を記載ください。	年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	
		年 月	

【補助金申請に係る収支予算書】

収入の部		(単位：円)	
科 目	予 算 額	内 容 説 明	
支援補助金			
自主財源 (会費、寄付等)		・会費 円	・寄付金 円
		・自己負担金 円	
計			

支出の部			
科 目	予 算 額	うち補助対象額	内 容 説 明
報償費			
需用費	消耗品費		
	印刷製本費		
役員費			
旅費			
使用料・賃借料			
備品購入費			
その他経費			
計			

※備品費を計上する場合は、内容説明欄に購入理由を記載ください。

○連絡責任者（代表者と異なる場合はご記入下さい）

氏 名			
住 所	〒 ー		
連 絡 先	電話：		FAX：
	E-mail：		

年 月 日

様

大阪狭山市市民活動支援センター

センター長 林部 浩士

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました標記の補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1. 補助対象事業の名称

2. 補助金の交付決定額

3. 交付の条件 「大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ紫煙補助金要綱」順守の上、継続的な活動を行ってください。

（あて先）

大阪狭山市市民活動支援センター長

（申請者）

所在地

団体名

（仮称含む）

代表者名

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け発せ第 号で補助金の交付を受けた事業が完了したので、大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助対象事業の名称	
事業実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
事業の内容	
事業成果	
補助金の交付決定額	円
補助金の清算額	円
<課題> ・苦勞した点 ・工夫した点等	

【補助金実績に係る収支決算書】

収入の部 (単位：円)			
科 目	予算額	決算額	内容説明
支援補助金			
自主財源 (会費、寄付等)			・会費 6,214円 ・寄付金 円 ・自己負担 円
計			

支出の部 (単位：円)				
科 目	予算額	決算額	うち補助対象額	内容説明
報償費				
需用費	消耗品費			
	印刷製本費			
役務費				
旅費				
使用料・賃借料				
備品購入費				
その他経費				
計				

※領収書等の写しを添付ください。

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

様

大阪狭山市市民活動支援センター
センター長 林部 浩士

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金額確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金について、大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を決定しましたので通知します。

記

1. 補助対象事業の名称

2. 補助金の交付確定額 円

（あて先）

大阪狭山市市民活動支援センター長

（申請者）

所在地

団体名

（仮称含む）

代表者名

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付請求書

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1. 補助金の交付確定額 円
- 2. 補助金の既受領済額 円
- 3. 補助金の交付請求額 円

振込先	金融機関	
	預金の種類	1. 普通 2. 当座 3. その他（ ）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

（あて先）

大阪狭山市市民活動支援センター長

（申請者）

所在地

団体名

（仮称含む）

代表者名

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金事業中止・変更承認申請書

令和 年 月 日付け発せ第 号で補助金の交付決定を受けた大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金について、事業計画を変更・中止・廃止したいので、大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助対象事業の名称		
変更・中止・廃止の理由		
変更内容	変更前	
	変更後	
添付書類	変更後の実施設計書	

年 月 日

様

大阪狭山市市民活動支援センター
センター長 林部 浩士

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金事業中止・変更決定通知書

令和 年 月 日付けで中止・変更承認申請のあった事業について、大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり交付決定の変更等を承認することとしたので通知します。

記

1. 補助対象事業の名称
2. 変更等後の内容
3. 変更等承認した理由

（あて先）

大阪狭山市市民活動支援センター長

（申請者）

所在地

団体名

（仮称含む）

代表者名

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金概算払い請求書

大阪狭山市市民公益活動団体立ち上げ支援補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 補助対象事業の名称

2. 補助金の交付決定額 円

3. 補助金の概算払い請求額 円

4. 概算払い請求を希望する理由

振込先	金融機関	
	預金の種類	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	



大阪狭山市市民活動支援センター